

16 総合対策事業

16 総合対策事業

事業名	旧市町村合併特例事業(合併推進債)(H14~)		
事業内容	<p>合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき広域的に行ってい公共施設等の整備を支援する。</p> <p>(1) 対象事業 ① 構想対象市町村の区域において、構想対象市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が連絡調整して一体的に実施する次に掲げる事業 ・ 公共施設等の整備のために行われる地方単独事業 ・ 「市町村合併支援道路整備事業について」(平成24年6月27日付け総行第45号、総財地第131号、国都街第11号、国道環安第4号)3(1)に定める整備計画(市町村道分)に位置付けられた市町村道の整備のために行われる補助事業 ・ 「市町村合併支援地域公共ネットワーク整備事業について」(平成18年5月12日付け総行第22号、総財地第156号、総情方第22号)3に定める整備計画に位置付けられた地域公共ネットワーク整備のために行われる補助事業 ② 構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する国補助事業又は地方単独事業(発行可能期間に実施設計に着手した事業を含む。)</p> <p>(2) 助成内容 対象事業費の90%について合併推進債を充当し、その元利償還金の40%に相当する額を、後年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入。 なお、既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については、その元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入。</p> <p>(3) 実施期間 合併年度及びこれに続く15か年度。</p>		
助成等の要件	合併に関連する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省自治行政局市町村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2226
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	旧市町村合併特例事業(合併特例債)(H11~)		
事業内容	<p>合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施を支援する。</p> <p>(1) 対象事業 合併市町村が旧合併特例法第11条の2に規定する合併特例債をもってその財源とする次に掲げる国の補助事業又は地方単独事業 ① 市町村建設計画に基づき実施する、特に必要な事業 ② 上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助 ③ 市町村振興のための基金造成</p> <p>(2) 助成内容 対象事業費の95%((1)の②及び③の事業のうち特定の財源をもってその元利償還に要する費用の財源に充てることが見込まれるものについては100%)について合併特例債を充当し、その元利償還金の70%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入。</p> <p>(3) 実施期間 合併年度及びこれに続く20か年度。</p>		
助成等の要件	合併に関連する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省自治行政局市町村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2226
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)(H1~)		
事業内容	<p>都道府県又は市町村が、地域振興に資する民間投資を支援するため、長期の無利子資金を融資する。</p> <p>なお、ふるさと融資を行う地方公共団体は、資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部(75%)が地方交付税措置される。</p> <p>① 対象事業 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること</p> <p>② 対象費用 設備の取得等に係る費用</p> <p>③ 融資期間 5年以上20年以内(うち据置期間5年以内)</p> <p>④ 貸付利率 無利子 ただし、民間金融機関の連帯保証(保証料)が必要</p> <p>⑤ 融資限度額 あり</p>		
助成等の要件	<p>地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となるが、以下の要件をすべて満たすことが必要。</p> <p>ア 公益性、事業採算性等の観点から実施されること。</p> <p>イ 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県から融資を受ける場合…5人以上 (再生可能エネルギー電気事業の場合…1人以上) ・市町村から融資を受ける場合…1人以上 <p>ウ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上。</p> <p>エ 用地取得等の契約後5年以内に営業の開始が行われること。</p> <p>※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者に売却又は分譲することを予定する施設。 ・風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設。 		
助成対象	法人格を有する民間事業者		
その他補足	国、地方公共団体が100%出資・出捐する法人及び金融業を営む者は助成対象外。 過疎地域、みなし過疎地域(旧過疎地域に限る)、離島地域、定住自立圏及び連携中枢都市圏に対して優遇措置あり		
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	資金の貸付	関連HP	http://www.furusato-zaidan.or.jp/

事業名	過疎対策事業債(S45~)		
事業内容	<p>過疎地域の市町村は、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として、過疎地域持続的発展のための地方債(過疎対策事業債)を発行することができる。</p> <p>○対象事業</p> <p>① 施設整備 産業振興施設等、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設、自然エネルギーを利用するための施設、集落再編整備 等</p> <p>② ソフト対策事業 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立を含む。)</p>		
助成等の要件	過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/iichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

事業名	鹿児島県市町村振興資金貸付事業(S38~)		
事業内容	<p>市町村(市町村の一部事務組合を含む。)が実施する各種公共施設等の整備に必要な資金の貸付けを行う。</p> <p>(1) 対象事業 ① 一般資金 土木施設整備事業、農林水産施設整備事業、環境衛生施設整備事業 等 ② 地域おこし資金 地域おこしに関する事業で知事が特に必要と認めるもの</p> <p>(2) 貸付額 対象事業に係る市町村負担額の90%相当額</p>		
助成等の要件	上記対象事業に該当すること。		
助成対象	市町村		
その他補足	市町村の一部事務組合を含む。		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	資金の貸付	関連HP	

事業名	辺地対策事業債(S37~)		
事業内容	<p>辺地を有する市町村は、辺地法第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて行う事業の財源として、辺地対策事業債を発行することができる。</p> <p>(1) 対象事業 次に掲げる公共的施設の整備 ① 電灯用電気供給施設 ② 道路及び渡船施設 ③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎 ④ 診療施設 ⑤ 飲用水供給施設 ⑥ 以上のほか、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令第2条で定める施設</p> <p>(2) 助成内容 対象事業費の100%について辺地対策事業債を充当し、その元利償還金の80%に相当する額を、後年度において、普通交付税の基準財政需要額に算入。 なお、公営企業債の対象となる施設は対象事業費の50%について辺地対策事業債を充当。</p>		
助成等の要件	当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画に基づき実施する事業であること。		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課財務係
対象地域	辺地	連絡先	099-286-2231
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)		
事業内容	<p>都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的に先導的な事業を、複数年度(5ヶ年度以内)にわたり安定的・継続的に支援する。</p> <p>○交付対象事業 以下の3事業類型を対象とする。 ア 先駆型…官民協働、地域間連携、政策・施策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の先駆的要素が含まれている事業 イ 横展開型…先駆的・優良事例の横展開を図る事業 ウ Society5.0型…地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる事業</p> <p>○対象事業分野 各認定地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。 <具体例> ① しごと創生…ローカルイノベーション、ローカルプランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上等 ② 地方への人の流れ…移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成等 ③ 働き方改革…結婚・出産、子育て環境整備、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現等 ④ まちづくり…コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化等</p> <p>○交付率(国費) 交付金対象事業の実施に要する経費の2分の1以内。</p>		
助成等の要件	対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	<p>○ ハード事業(施設整備事業等)について ソフト事業を中心とすることとしているが、ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定するKPI(重要業績評価指標)等の十分な向上が見込まれるものは対象。(計画期間を通じてハード事業の割合が8割未満)</p> <p>地方創生応援税政(企業版ふるさと納税)との併用可</p>		
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係、 総合政策部計画管理室計画管理班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2227, 099-286-2324
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

事業名	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)		
事業内容	<p>都道府県又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、地域再生法に基づく地域再生計画に認定される地方公共団体の自主的・主体的な取組で、特に先導的な事業に必要な施設整備等であって、複数年度にわたるものを支援する。</p> <p>○交付対象施設 事業ごとに具体的な重要業績評価指標(KPI)の設定及びPDCAサイクルが備えられていることを前提として、 ・地方公共団体の地方版総合戦略において、施設等の整備や利活用の方針が明確に位置づけられた(ないしは交付決定までに位置付けられる予定である)事業であって、地方創生の充実・強化に向けて、効果の発現が高い施設整備等であること。 ・公共施設等総合管理計画において、維持・管理・更新等に係る事項が位置づけられる施設整備等であること。 ・当該施設等の運営計画が公表されること。 ・住民参加による構想策定や施設の規模等により、複数年度にわたる期間を要する施設整備等であること</p> <p>○対象事業分野 各地方公共団体において、それぞれの総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。 <具体例> ① しごと創生…ローカルノベーション、ローカルプランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上等 ② 地方への人の流れ…移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成等 ③ 働き方改革…結婚・出産・子育て環境整備、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現等 ④ まちづくり…コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化等</p> <p>○交付率(国費) 交付金対象事業の実施に要する経費の2分の1以内。</p>		
助成等の要件	対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業のうち、効果促進事業については、交付対象事業の全体事業費の2割(交付対象事業に、デジタル技術の活用に要する経費を含む場合には3割)を対象とする。 地方創生応援税政(企業版ふるさと納税)との併用可 		
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策、ソフト事業	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係、総合政策部計画管理室計画管理班
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2227, 099-286-2324
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html

事業名	地方創生人材支援制度(H27~)		
事業内容	<p>地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者及び民間人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材を含む)を、副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として派遣する。</p> <p>○役割 副市町村長や幹部職員、アドバイザー等として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策(デジタル専門人材においては未来技術に関する施策、グリーン専門人材においては脱炭素に関する施策)の推進を中核的に担う。</p> <p>○派遣期間 国家公務員(常勤職)…原則2年間 大学研究者派遣(常勤職)…原則半年～2年間 大学研究者派遣(非常勤特別職)…原則半年～2年間 民間専門人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材含む)…原則半年～2年間</p>		
助成等の要件	<p>以下の市町村を対象として募集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村長が、地方創生について明確な考えを持ち、派遣人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 原則人口10万人以下(国家公務員を希望する場合のみ) ④ 派遣職員が市町村で地方創生関連施策を実施するにあたり、当該市町村の事務等について助言・サポートを行う内部調整責任者を配置すること(民間専門人材(デジタル専門人材含む)を希望する場合のみ) ⑤ 指定都市でないこと(大学研究者、民間専門人材(デジタル専門人材、グリーン専門人材含む)を希望する場合のみ) 		
助成対象	市町村、都道府県(デジタル専門人材のみ)		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府地方創生推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	一	県の担当部署	総務部市町村課連携支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2227
助成等の形態	人的支援(人材派遣など)	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/jinzai-shien/index.html

事業名	人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金交付事業(R4~)		
事業内容	<p>公益財団法人地域社会振興財団が、栃木県から発行される地域医療等振興自治宝くじ(通称:レンボーくじ)の収益金を財源とし、各都道府県及び市町村が高齢社会対策大綱(平成30年2月16日閣議決定)のほか、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)やデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)などの実現に資するために行う「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に対し、交付金を交付することを目的に実施している。</p> <p>＜令和6年度＞ (1) 県の申請 …… 1団体複数申請可、合計1,600万円程度まで (2) 市町村の申請 … 1団体1件まで、1件300万円程度まで、県経由で申請 ※申請団体数は上限あり、県の判断で優先順位を付す。</p>		
助成等の要件	<p>交付対象事業は、県及び市町村が高齢社会対策大綱等の実現に資するために行う単独事業とし、実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31までの単年度事業とする。(国、地方公共団体の補助金を受けている事業は対象外) 詳細は、年度ごとに作成・配布される「交付金の手引き」を参照。(募集に併せて市町村に配布)</p>		
助成対象	県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	公益財団法人地域社会振興財団
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	ア 総務部財政課調整係 イ 総合政策部総合政策課計画管理室 ウ 保健福祉部保健医療福祉課企画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	ア 099-286-2177 イ 099-286-5721 ウ 099-286-2662
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.zcssz.or.jp/index.html

事業名	デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)(R5~)		
事業内容	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を行う地方公共団体を支援する。</p> <p>1 交付対象:地方公共団体</p> <p>2 補助率:TYPE1・2 1/2, TYPE3 2/3, TYPES 3/4</p>		
助成等の要件	<p>(共通要件) ・デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む。 ・コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立。</p> <p>(TYPE1要件) ・他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、迅速に横展開する取組。</p> <p>(TYPE2要件) ・オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴うモデルケースとなり得る取組。</p> <p>(TYPE3要件) ・(TYPE2の要件を満たす)デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組</p> <p>(TYPES要件) ・「デジタル行政財政改革」の基本的考え方方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組</p>		
助成対象	地方公共団体		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	内閣府
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト・ハード	県の担当部署	総合政策部デジタル推進課DX推進班
対象地域	⑩	連絡先	099-286-2388
助成等の形態	①	関連HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域集落再編整備事業(H23～))		
事業内容	<p>過疎市町村が実施する過疎地域における集落再編を図る取組を支援する。</p> <p>【事業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 集落等移転事業(集落移転タイプ, へき地点在居住移転タイプ) 2 定住促進団地整備事業 3 定住促進空き家活用事業 4 季節居住団地整備事業 <p>【交付率】 1／2以内</p>		
助成等の要件	<p>1 集落等移転事業</p> <p>(1) 集落移転タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの条件を満たす集落であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること ・交通条件が悪く、人口が著しく減少していること ・交通条件が悪く、高齢化が著しいこと 等 <p>(2) へき地点在居住移転タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること ・全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること 等 <p>2 定住促進団地整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること ・5戸以上が団地を形成すること <p>3 定住促進空き家活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における定住を促進するため当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること ・整備する空き家の戸数が3戸以上であること 等 <p>4 季節居住団地整備事業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること 等 <p>【選定方法】 応募書類に基づき、総務省地域力創造グループ過疎対策室が選定する。必要に応じてヒアリングを実施。</p> <p>【評価項目】 以下の項目をもとに、総合的に評価を行う。 1 必要性 2 実現性</p> 		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域遊休施設再整備事業(H23～))		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進 ・生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費に対して補助を行う。 <p>【交付対象経費の限度額】 6,000万円</p> <p>【交付率】 1／3以内</p>		
助成等の要件	<p>現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること 等</p> <p>【選定方法】 応募書類に基づき、総務省地域力創造グループ過疎対策室が選定する。必要に応じてヒアリングを実施。</p> <p>【評価項目】 以下の項目をもとに、総合的に評価を行う。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	過疎地域市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地地域市町村である一部事務組合が対象		
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域持続的発展支援事業(H22～))		
事業内容	<p>過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援する。</p> <p>【対象事業】</p> <p>1 ICT等技術活用事業(過疎市町村のみ)</p> <p>① 産業振興 ② 生活の安心・安全確保対策 ③ 集落の維持・活性化対策 ④ 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進 ⑤ 地域文化伝承対策 ⑥ 環境貢献施策の推進</p> <p>2 人材育成事業</p> <p>主に都道府県実施を想定。ただし、伝統・文化の継承など地域が特定される場合は、市町村実施も可</p> <p>【交付額】</p> <p>1事業あたり2,000万円以内</p> <p>【交付率】</p> <p>① 過疎市町村:定額 ② 都道府県:1／2又は6／10</p>		
助成等の要件	<p>【選定方法】 外部有識者による審査の結果(評価)を踏まえ、総務省地域力創造グループ局過疎対策室において総合的に判断し選定。</p> <p>【選定基準】 以下の項目をもとに、総合的に評価を行う。</p> <p>1先進性 2主体性 3実現性 4継続性 5実効性 6適格性</p>		
助成対象	市町村、都道府県		
その他補足	過疎地地域市町村又は構成団体の2分の1以上が過疎地地域市町村である一部事務組合等が対象		
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm

事業名	過疎地域持続的発展支援交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(H24～))		
事業内容	<p>基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する。</p> <p>【対象事業】 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話し合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画(活性化プラン)に基づき取り組む事業。</p> <p>【交付額】 1事業あたり1,500万円以内 下記事業については限度額を上乗せ ① 専門人材を活用する事業(+500万円) ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) ③ 上記①+②併用事業(+1,500万円)</p>		
助成等の要件	<p>【選定方法】 外部有識者による審査を行い、その審査結果(評価)を踏まえ総務省地域力創造グループ過疎対策室において総合的に判断し選定。</p> <p>【評価項目】 1先進性 2市町村主体性 3住民主導性 4実現性 5継続性 6実効性 7適格性</p>		
助成対象	地域住民自らが主体となって、地域住民や地元事業体との話し合いの下、それぞれの役割分担を明確にしながら、集落ネットワークにおいて、生活サービスの提供などの地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う「地域運営組織等」		
その他補足	対象地域に準ずる地域と総務大臣が認める地域		
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、辺地、その他地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm

事業名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業(R2~)		
事業内容	<p>特定地域づくり事業とは、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するためのマルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働派遣事業。</p> <p>【財政支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合運営費の1／2を市町村が財政支援 ・対象経費は、職員派遣人件費(上限400万円／年・人)、事務局運営費(上限600万円／年) 		
助成等の要件	<p>【対象地域】 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域または、過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域</p> <p>【対象団体】 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合</p> <p>【対象事業】 マルチワーカーの労働派遣事業 等</p>		
助成対象	その他個人・団体など(中小企業等協同組合法に基づく認可を受けた事業協同組合)		
その他補足	中小企業等協同組合法に基づく組合の資格については、個人・法人を問わないが、法人格をもたない団体は組合員にはなれない。		
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域振興室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域 等	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html

事業名	集落支援員制度(H20~)		
事業内容	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体から委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。		
助成等の要件	地方自治体に対し、支援員1人あたり445万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)に特別交付税措置		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaiakaku/02gyosei08_03000070.htm

事業名	地域おこし協力隊制度(H21~)		
事業内容	<p>都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。</p> <p>隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行ながら、その地域への定住・定着を図る取組。</p>		
助成等の要件	<p>地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置</p> <p>【隊員の活動期間中】</p> <p>1 地域おこし協力隊員の活動に要する経費:520万円／隊員1人を上限 - 報償費等:320万円／隊員1人を上限(最大420万円まで支給可能。その場合も520万円が上限) - その他の経費:200万円／隊員1人を上限(活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修等経費等)</p> <p>2 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(R5~):200万円／1団体を上限</p> <p>【隊員の任期終了後】</p> <p>3 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費:100万円／1人を上限 - 任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。</p> <p>4 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費:措置率0.5</p> <p>【隊員の募集・受入】</p> <p>5 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:300万円／1団体を上限 6 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費:100万円／1団体を上限 7 「地域おこし協力隊インター」に要する経費: 100万円／1団体を上限(※1), 1.2万円／1人・1日を上限(※2) (※1)団体のプログラム作成等に要する経費、(※2)参加者の活動に要する経費</p>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ地域自立応援課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	その他	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

事業名	ふるさとづくり大賞(S58~)		
事業内容	<p>全国各地で、それぞれのこころをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図る。</p> <p>【表彰の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した団体(地方自治体以外)を表彰する。 2 地方自治体表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した地方自治体を表彰する。 3 個人表彰：ふるさとをより良くしようと尽力した個人を表彰する。 4 最優秀賞(内閣総理大臣賞)：上記1~3のうち最も優れた1団体(個人)を表彰する。 5 その他： 上記のほか、団体(地方自治体を含む)、個人を問わず、特定の分野において、特に顕著な業績がある場合、今後より一層の発展が望まれる取組を特に奨励する必要がある場合等に、優秀賞・奨励賞などを授与して特別に表彰することがある。 		
助成等の要件	<p>【審査基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 先進性・独自性(先進的な取組、ユニークさ、創意工夫等) 2 継続性(活動の継続、効果や実績の定着等) 3 発展性(規模の拡大や内容の多様化、他地域への波及等) 4 自主性(自主的・主体的な取組等) 5 協働性・連携性(住民と行政の協働、住民との連携等) 6 効果(住民の満足度、地域経済の活性化、雇用の創出等) 7 その他(各表彰の種類に関しての優れた功績等) <p>※審査基準のすべての条件を満たす必要はない。 ※表彰の種類や事業の性格により、選定に際し審査基準の適用が異なることもある。</p>		
助成対象	民間団体等(公益法人、NPO、ボランティア団体、住民組織、地域運営組織、企業等) 地方自治体(地域自治区、一部事務組合、広域連合、試験研究機関を含む) 個人		
その他補足			
集落対策関連	<input checked="" type="radio"/>	所管団体	総務省地域力創造グループ地域振興室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/hyousyou.html

事業名	地域づくり表彰(S59～)		
事業内容	<p>創意と工夫を活かした地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に注目すべき功績があつた優良事例(取組、活動)を表彰し、広報することで、地域づくりの知恵の共有化を図る等により、地域づくり活動の活性化・推進を図る。</p> <p>【表彰の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通大臣賞 応募全体の中で最も優れた取組・活動 2 全国地域づくり推進協議会会長賞 身近な地域づくりの観点から特に優れた取組・活動 3 國土計画協会賞 関係人口づくり等、國土政策の観点から、特に優れた取組・活動 4 日本政策投資銀行賞 観光や產品等、地域経済の活性化の観点から、特に優れた取組・活動 5 審査員特別賞 地域づくりについて注目に足る優れた取組・活動 		
助成等の要件	<p>評価基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 活動の広がり(活動が内部に留まらず、地域内あるいは地域外に広く展開されているか) 2 持続可能性(活動が一過性のものでなく、次につながるあるいは新たな取組につながるか) 3 地域資源の活用ぶり(歴史、文化、街並み、產品、まつり等、当地ならではの資源の活用ぶり) 4 創意工夫(活動の進め方、しくみ、サービス、取組形態、ビジネスモデル等の创意工夫) 5 目に見える成果(入込客数・売上等の定量的、あるいは、インパクト・露出先等の定性的なもの) 6 その他のアピール点(今まであるいは他の取組と異なる点、長所、課題の克服ぶり等) 		
助成対象	自治会、NPO、地方自治体(市区町村、都道府県)、民間企業、任意の法人、特定のプロジェクトの事務局、複数の主体からなる協議会・連絡会、学校、部活、個人等		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省国土政策局地方振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html

事業名	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(H20～)		
事業内容	<p>人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的とする。</p> <p>1 既存公共施設の再編・集約を図る事業 2 1の事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持に必要な機能を有する施設の整備を図る事業 3 1の事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業 4 1の事業により廃止となる施設の除却、跡地利用のための整地を行う事業</p>		
助成等の要件	<p>補助率:1／2以内(市町村), 1／3以内(NPO法人等) 事業期間:3か年度以内</p>		
助成対象	市町村又は「小さな拠点」の形成に資する活動を行うことを目的とする非営利活動法人等若しくは地方公共団体が認定したまちづくり協議会		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省国土政策局地方振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域、振興山村地域、離島地域(奄美以外)、半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html

事業名	買物弱者支援促進事業		
事業内容	新たな買物弱者支援の検討や住民ニーズに対応した移動販売等の買物弱者対策の導入支援に取り組む市町村への助成を行う。		
助成等の要件	<p>【補助対象事業】 (1)市町村が買物弱者支援を検討するための事業 [補助率]1／2以内 [上限額]500千円 (2)買物弱者対策の導入や拡充等に取り組むための事業 ア 市町村が「商品を近くに届ける」買物弱者対策に取り組む事業者等に対して行う補助事業 [補助率]市町村が事業者等に対して補助する額の1／2以内 [上限額]1,000千円 イ 市町村が買物支援サービス等の情報発信のために行うシステムを構築する事業 [補助率]1／2以内 [上限額]1,000千円</p> <p>【対象地域】 上記(1)及び(2)アについては、市町村長が鹿児島県買物アクセスマップ(令和5年3月)及び地域の実情を踏まえ、買物弱者支援が必要と認める地域(買物アクセス困難地域)への支援を要件とする。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	その他地域 (上記「助成等の要件」参照)	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kaimono-shien.html

事業名	地域振興推進事業(H20~)		
事業内容	<p>一般枠 地域固有の課題解決や地域活性化策に迅速かつ柔軟に取り組むための事業</p> <p>特別枠 将来の鹿児島の発展につながるような事業</p>		
助成等の要件			
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体（農協、商工会議所等）、協議会、実行委員会など		
その他補足	各地域振興局・支庁主体で実施する事業も対象		
集落対策関連	<input checked="" type="radio"/>	所管団体	鹿児島県(各地域振興局・支庁)
買物弱者支援関連	<input checked="" type="radio"/>		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	半島特定地域「元気おこし」事業(H8~)		
事業内容	<p>半島地域の中でも特に交通基盤の整備の遅れ、人口減少、若年層の減少など地理的、社会的に厳しい条件下にある半島先端部地域の観光・交流促進対策や定住促進対策などの自主的な取組を支援し、半島先端部地域の活性化を図る。</p> <p>○観光交流促進対策 …観光・交流施設の整備、地域情報発信機能の整備等</p> <p>○定住促進対策 …定住促進住宅の整備、学校環境の整備等</p> <p>○産業振興対策 …特産品加工施設の整備等</p> <p>○広域的交流・連携促進(ソフト)対策 …イベント・物産展等の共同開催、広域観光ルートの共同開発等</p>		
助成等の要件	原則として、国庫補助事業等では事業採択が困難な事業。		
助成対象	市町村、協議会、実行委員会など		
その他補足	<p>対象地域</p> <p>・南さつま市(旧笠沙町、旧大浦町、旧坊津町) ・肝付町(旧内之浦町) ・錦江町 ・南大隅町</p>		
集落対策関連	<input checked="" type="radio"/>	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	<input checked="" type="radio"/>		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	半島地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地方創生アドバイザー事業(H3~)		
事業内容	<p>市町村等が地域社会の活性化を推進するため、適切な助言を行う各分野の専門家等(以下「アドバイザー」という)を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に支援を行う。</p> <p>1 対象事業 助成対象団体が地域の活性化を推進するためにアドバイザーを招聘して指導若しくは助言を受ける事業又は研修等を開催する事業で、テーマに具体性のあるもの</p> <p>2 助成内容 (1)対象経費 謝金(アドバイザー1人1回につき10万円まで)、交通費、宿泊費の実費分(アドバイザー1人1泊につき13,300円まで) (2)助成限度額は合計20万円 (3)助成額は対象経費の100%以下</p>		
助成等の要件			
助成対象	市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihousousei/

事業名	地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業(H27～)		
事業内容	「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行う。		
助成等の要件	<p>1 助成対象事業 将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するもの (2) 事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるもの (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと <p>2 事業区分</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方創生人材育成伴走型支援事業(助成上限額:150万円) センターと連携協定の締結等により密接な関係があり、かつ、地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画を策定し、センターの承認に基づき実施するもの。 (2) 地域経済循環分析事業(助成上限額:200万円) センター役職員の助言を受けて地域経済の循環構造に係る分析(原則として地域経済の生産・分配・支出の三側面のうち複数の側面から分析を実施するもの)を行うとともに、その結果に基づき地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討するもの。 (3) 一般事業(上限額:助成150万円) 以下に掲げる要素を含む(1つ又は複数)もの <ul style="list-style-type: none"> ア 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 イ 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり ウ 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり エ その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組 <p>3 助成対象経費 助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費</p> <p>4 助成金額:助成対象経費の100%以下</p>		
助成対象	1 市町村 2 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人地域活性化センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/

事業名	コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)(S53~)		
事業内容	<p>一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し助成を行う。</p> <p>助成金は、1件につき100万円から250万円(10万円単位)を助成する。</p> <p>詳細については、下記の関連HP参照。</p>		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織とする。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2) 規約が提出できること。 (3) 前年度の事業計画及び予算書が提出できること 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品費は対象外とする。 		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)(S53~)		
事業内容	<p>一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備等に関する事業に対し助成を行う。</p> <p>助成金は、1件につき対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(ただし、1,500万円を限度。10万円単位)を助成する。</p> <p>詳細については、下記の関連HP参照。</p>		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織であること。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2) 規約が提出できること。 (3) 前年度の事業計画及び予算書が提出できること。 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、コミュニティ活動推進のために、必要な施設の建設又は大規模修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)に要する経費。ただし、土地の取得、既存施設等の修理等、既存施設の撤去、外構に要する経費は対象外とする。 		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(地域づくり助成事業)(H23~)		
	<p>一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するもの。</p> <p>(ア) 共生の地域づくり助成事業 地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等の整備に関する事業又はソフト事業に対し助成を行う。 助成金は、ハード事業1件につき1,000万円を限度とする。ただし、ソフト事業の場合には500万円を限度とする。</p> <p>(イ) 活力ある地域づくり助成事業 地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業に対し助成を行う。 助成金は、一件につき200万円を限度とする。</p> <p>詳細については、下記の関連HP参照。</p>		
助成等の要件	<p>1 事業実施主体は、市町村とする。ただし、(イ)のソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等とする。</p> <p>2 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。 ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。</p> <p>3 助成対象事業は、当該年度内に実施・完了する事業とする。</p> <p>4 助成対象経費は、地域づくりに要する経費。ただし、用地取得に要する経費は対象外とする。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)(S53~)		
事業内容	<p>一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、要綱に定めるところにより助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>この事業は、青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)ソフト事業。</p> <p>助成金は、1件につき30万円から100万円(10万円単位)を助成する。</p> <p>詳細については、下記の関連HP参照。</p>		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体は、市町村又は市町村が認めるコミュニティ組織であること。 2 事業実施主体が市町村以外となる場合は次の要件を満たすことができること。 (1)申請時点で、事業実施主体が設立されていること。 (2)規約が提出できること。 (3)前年度の事業計画及び予算書が提出できること 3 事業実施主体1団体あたり、申請は1件(コミュニティ助成事業中)に限るものとする。 ただし、事業実施主体が市町村となる場合は、各事業につき1件に限るものとする。 4 助成対象事業は、当該年度内に実施・完了する事業とする。 5 助成対象経費は、青少年健全育成助成事業のソフト事業に要する経費。 ただし、備品は対象外とする。 		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/lottery/community

事業名	シンポジウム助成事業(H9~)		
事業内容	<p>一般財団法人自治総合センターが、要綱に定めるシンポジウムの事業を実施する者(以下「助成対象事業者」)に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図るもの。</p> <p>助成金は、1事業につき300万円(10万円単位、単位未満切り捨て)を限度として助成する。</p> <p>詳細については、下記の関連HP参照。</p>		
助成等の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成対象事業 (1) 助成対象事業は、地方公共団体企画のシンポジウムとし、その内容はパネルディスカッション(必須)、基調講演、事例発表、展示会等とする。 (2) 助成対象事業のテーマは任意のものとするが、地域住民等広く一般の者が参加できるものであること。 (3) 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があつた年度に完了すること。 2 助成対象事業者：都道府県もしくは市町村 3 実施の条件 (1) 主催者：助成対象事業者、実行委員会及び自治総合センターとする。 (2) 後援：助成対象事業者の希望により、総務省を後援団体とすることができる。 (3) 会場及び入場料：公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とする。 (4) 参加者： 地方公共団体の担当者及び関係者並びに参加を希望する地域住民等広く一般の者の参加ができるようにする。 		
助成対象	都道府県、市町村、協議会、実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課計画調整係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2424
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.jichi-sogo.jp/ecoactivity/02-2

事業名	特定離島ふるさとおこし推進事業(H2~)		
事業内容	<p>本県の離島の中でも特に自然条件等が厳しい小規模離島及び離島の属島を対象として、産業の振興、生活基盤の整備、ソフト対策等住民生活に密着したきめ細かな諸事業を総合的に実施することにより、各島の活性化を図る。</p> <p>(1) 対象事業 「産業の振興」、「生活基盤の整備」、「離島広域活性化事業」、「みんなの参加・島づくり対策(ソフト対策)」に資する事業のうち、別途定めるもの。</p> <p>(2) 助成内容(補助率) ハード事業: 7~8／10以内(家畜貸付は10／10) ソフト事業: 7／10(農協、漁協等の団体が事業主体になる場合には、別途規定あり)</p>		
助成等の要件	<p>(1) 国庫補助事業として、補助の採択基準上、採択されない事業(原則) (2) 市町村の財政力から判断して、市町村単独では実施が困難な事業等</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	特定離島地域19島(竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島、宝島、上甑島、中甑島、下甑島、獅子島、口永良部島、加計呂麻島、請島、与路島、桂島)		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美含む)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島活性化交付金事業(H25~)		
事業内容	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。</p> <p>1 対象事業 (1)定住促進事業、(2)交流促進事業</p> <p>2 助成内容 補助率: 1／2以内 (民間団体の場合: 1／3以内)(特定有人国境離島地域の輸送費支援: 6／10以内)</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・離島地域の発展、活性化に寄与するもの。 ・事業の実施に当たって、地域住民の十分な協力を得られるもの。 ・既存施設の有効利用に努めるなど、事業費は必要最小限のものとなるように考慮された事業。 		
助成対象	都道府県、市町村等		
その他補足	離島振興対策実施地域20島(獅子島、桂島、上甑島、中甑島、下甑島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局離島振興課
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島広域活性化事業(R5~)		
事業内容	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者がない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、離島相互間や本土との人の往来又は物資の流通を活発化する観点から、一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図ることを目的とする。</p> <p>1 対象事業 (1)定住促進事住宅整備事業、(2)定住誘因施設整備事業、(3)流通効率化関連施設整備事業、(4)定住基盤強化事業</p> <p>2 助成内容 補助率:1／2以内 (民間団体の場合:1／3以内)</p>		
助成等の要件	離島活性化交付金等事業計画に位置づけられている事業		
助成対象	都道府県、市町村等		
その他補足	離島振興対策実施地域20島(獅子島、桂島、上甑島、中甑島、下甑島、新島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諫訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局離島振興課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	奄美群島成長戦略推進交付金事業(H26~)		
事業内容	奄美群島の自立的発展を図るため、市町村等による地域の裁量に基づく施策の展開を支援する交付金を交付する。		
助成等の要件	<p>(交付対象事業)</p> <p>1 農林水産業の振興に関する事業 2 情報通信業における新たな事業機会の創出に関する事業 3 観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業 4 製造業の振興に関する事業 5 自然環境の保全及び再生に関する事業 6 教育及び文化の振興に関する事業 7 関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 8 その他、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で次に掲げる事業 (1) 防災対策の推進に関する事業 (2) 医療の確保に関する事業 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金(令和3年度の借入れに限る。)に関する事業</p>		
助成対象	市町村等		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省国土政策局特別地域振興官
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課奄美振興係
対象地域	奄美地域	連絡先	099-286-2450
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	特定有人国境離島振興対策事業(H29~)		
事業内容	<p>特定有人国境離島地域の地域社会の維持のため、輸送コストの軽減、滞在型観光の促進、雇用機会の拡充に係る取組を支援する。</p> <p>1 対象事業 ① 輸送コスト支援事業 ② 雇用機会拡充事業等 ③ 滞在型観光促進事業等</p> <p>2 助成内容 交付率:5／10～6／10以内(国費)</p>		
助成等の要件	特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために定める都道県計画に基づく事業		
助成対象	市町村		
その他補足	特定有人国境離島地域17島(上甑島、中甑島、下甑島、種子島、馬毛島、屋久島、口永良部島、竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島)		
集落対策関連		所管団体	内閣府総合海洋政策推進事務局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部離島振興課離島振興係
対象地域	離島地域(奄美以外)	連絡先	099-286-2445
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	離島漁業再生支援交付金(H17~)		
事業内容	<p>離島漁業の再生や特定有人国境地域における雇用拡充を図るため、共同で漁場の生産力の向上に関する取組などを行う離島の漁業集落、新たな漁業・水産物直売・漁家民宿などを行う民間事業者等に対し支援を行う。</p> <p>1 対象事業 (1) 漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い (2) 漁場の生産力の向上に関する取組 (3) 漁業の再生に関する実践的な取組 (4) 離島の新規就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組 (5) 特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組</p> <p>2 助成内容 ・ 漁業集落への交付金を交付 ・ 負担割合は事業内容によって異なる。</p>		
助成等の要件	離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法等で規定される離島に存在し、市町村が策定する「離島漁業集落活動促進計画」に基づいて、集落協定を締結した集落であること。 ※その他にも交付対象となる要件があります。		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策((5)についてはハード対策含む)	県の担当部署	商工労働水産部水産振興課
対象地域	離島地域(奄美含む)	連絡先	099-286-3435
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukouufukin/index.html

事業名	農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)(S53~)		
事業内容	<p>漁港の安全対策及び環境向上に必要な施設を整備するとともに漁業集落の環境整備を実施することによって、漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて安全性及び作業効率の向上等に資するとともに、漁村の防災対策や漁港・漁場の水域環境の保全・回復を図り、もって、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。</p> <p>1 対象事業 漁業集落環境整備事業 ア 衛生管理施設… 漁業集落排水施設、水産飲雜用水施設、地域資源利活用基盤整備、用地整備、特認事業 イ 防災関連施設… 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備、特認事業</p> <p>2 助成内容 市町村営事業 ・集落排水： 【本土】国1／2、市町村0.50(県交付金0.10)、【離島】国1／2、市町村0.50(県交付金0.125)、 【奄美】国1／2、市町村0.50(県交付金0.14125) ・生活環境： 【本土】国1／2、県0.10、市町村0.40、【離島】国1／2、県0.125、市町村0.375、 【奄美】国1／2、県0.14125、市町村0.35875 (集落環境の集落排水県負担は、交付金で措置する率である。ただし、平成15年度からの新規地区については市町村の財政力指数に応じて補正がなされる。)</p>		
助成等の要件	<p>漁業集落環境整備事業 ・漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いこと。 ・漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落であること(ア)。 ・漁業集落排水施設のみを整備する場合は、(ア)に代えて、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する集落も可。 ・対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。 (ただし、離島、辺地、山村、過疎、奄美については、人口が50人以上5,000人以下) ・この事業の総事業費は3,000万円以上とする。</p>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部漁港漁場課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3456
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	漁村整備事業(R3~)		
事業内容	<p>水産業の振興と水産物の安定的供給の確保を図るために、水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靭化等を推進していく必要があるため、漁業集落及び漁港の環境整備を実施し、水産業及び漁村の健全な発展に資するものである。</p> <p>1 対象事業 漁村整備事業 (1)調査・計画事業 次項で整備を行う施設の再編・集約、ICTの導入等の検討、漁村インフラの強靭化に必要な事前調査及び計画の策定並びに、これらを検証するためのモニタリング</p> <p>(2)漁業集落環境施設及び漁港環境整備施設の整備 ①漁業集落排水施設整備 ②水産飲雜用水施設整備 ③漁業集落道整備 ④防災安全施設整備 ⑤緑地・広場施設整備 ⑥用地整備</p> <p>2 助成内容 市町村営事業 ・漁業集落排水施設整備 【本土】国1／2、市町村0.50(県交付金0.10)、【離島】国1／2、市町村0.50(県交付金0.125)、 【奄美】国1／2、市町村0.50(県交付金0.14125) ・その他の施設整備 【本土】国1／2、県0.10、市町村0.40、【離島】国1／2、県0.125、市町村0.375、 【奄美】国1／2、県0.14125、市町村0.35875 (集落環境の集落排水県負担は、交付金で措置する率である。ただし、平成15年度からの新規地区については市町村の財政力指数に応じて補正がなされる。)</p>		
助成等の要件	<p>漁村整備事業 ・漁業者又はその他住民、市町村及び漁業団体等の意欲が高いこと。 ・漁業依存度又は漁家比率が第1位の漁業集落であること(ア)。 ・漁業集落排水施設のみを整備する場合は、(ア)に代えて、漁港及び漁場環境の保全のため、水質汚濁の防止を図る必要性が特に高い水域に面する集落も可。。 ・対象集落の規模は、人口が300人以上5,000人以下(漁業集落排水施設整備については、100人以上5,000人以下)の規模であることとする。 (ただし、離島、辺地、山村、過疎、奄美については、人口が50人以上5,000人以下) ・この事業の総事業費は3,000万円以上とする。</p>		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	商工労働水産部漁港漁場課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3456
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	かごしまの農業未来創造支援事業(R4~)		
事業内容	<p>本県の農業の未来を担う新規就農者を確保・育成するため、就農後の機械・施設等の導入を支援するとともに、地域の特性を生かした営農確立に向け共同利用のための機械等の導入や小規模なかんがい排水等の整備を支援する。</p> <p>1 新規就農者育成対策 (1) 事業内容:機械・施設等の取得・改良又はリース、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等 (2) 補助率:国・県3／4以内</p> <p>2 産地づくり対策 (1) 事業内容:共同利用機械、共同利用施設等 (2) 補助率:1／3以内(奄美大島南部地域は1／2以内)</p> <p>3 農業農村整備(NN)対策 (1) 事業内容:かんがい排水、畠地かんがい、農道等 (2) 補助率:4／10以内</p> <p>4 農村づくり対策 (1) 事業内容:環境施設、加工施設、交流施設 (2) 補助率:1／3以内(奄美大島南部地域は1／2以内)</p> <p>※ 1 : 補助対象事業費の上限は1,000万円とする。 ただし、経営開始資金の交付対象者の上限は500万円とする。 2~4 : 補助金額の上限は1,000万円</p>		
助成等の要件	※各対策の事業内容によって要件等が異なりますので、詳しい内容は担当課(各市町村農政担当課等、各地域振興局・支庁農政普及課等)にお問い合わせください。		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足	<p>事業実施主体(助成対象)</p> <p>1 新規就農者育成対策:50歳未満の認定新規就農者 2 産地づくり対策:市町村、農協、農業公社、3戸以上の農業者で組織する団体 3 農業農村整備(NN)対策:市町村、農協、土地改良区 4 農村づくり対策:市町村、農協、むらづくり委員会、3戸以上の農業者で組織する団体</p>		
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農政課地域農業振興係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3113
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域等直接支払事業(中山間地域等直接支払交付金)(H12~)		
事業内容	<p>農業生産条件が不利な中山間地域等において、荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、集落等を単位とする協定を締結し、農業生産活動等を行う農業者等に対し、交付金を交付する。</p> <p>○負担割合 国1／2、県1／4、市町村1／4</p>		
助成等の要件	<p>1 対象地域 (1) 「特定農山村法」、「山村振興法」、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、「半島振興法」、「離島振興法」、「沖縄振興特別措置法」、「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」、「棚田地域振興法」等によって指定された地域 (2) (1)に準じて、都道府県知事が定めた基準を満たす地域</p> <p>2 対象農用地 (1) 急傾斜地(田:1／20以上、畑・草地・採草放牧地:15度以上) (2) 緩傾斜地(田:1／100以上1／20未満、畑・草地・採草放牧地:8度以上15度未満) (3) 小区画・不整形な田 (4) 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地 (5) (1)～(4)の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地</p> <p>3 対象者 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等</p>		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など (申請する場合は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足	対象農用地は、農振農用地である必要あり		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3114
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

事業名	中山間地農業ルネッサンス事業(R4~)		
事業内容	<p>中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等を支援する。</p> <p>1 中山間地農業ルネッサンス事業 (1)中山間地農業ルネッサンス推進支援 ア 地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組 イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 エ 説明会・懇談会の開催</p> <p>(2)元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。 ア 収益力向上に関する取組 イ 販売力強化に関する取組 ウ 農用地保全に関する取組 エ 複合経営に関する取組 オ 生活支援に関する取組</p>		
助成等の要件	<p>【対象の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。 		
助成対象	市町村、NPO・ボランティア団体など、協議会・実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	<input checked="" type="radio"/>	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	<input checked="" type="radio"/>		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3114
助成等の形態	①補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html

事業名	むらづくり活動推進事業(R3~)		
事業内容	<p>農村集落の活性化を推進するため、集落外の多様な主体との連携による農村集落の新たな担い手の育成・確保に向けた研修会の開催、農村地域と宿泊施設が連携して行う体験プログラムの開発・提供などを支援する。</p> <p>1 むらづくり実践活動支援事業 (1)持続可能な農村集落の育成 　ア 農村集落を担う者の確保・育成 　イ 大学と連携した地域課題解決のための支援 　ウ みんなで支え合うむらのモデルづくり(国庫:農村RMO形成支援事業) 　　・ 農村RMOモデル形成支援 　　・ 農村RMO伴走支援</p> <p>(2)むらづくり活動の波及 　ア 関係機関・団体との連携 　イ 優良事例の波及</p> <p>2 活かそう!むらの宝★ビジネス応援事業 地域資源を活用したコミュニティビジネスに取り組む集落を支援</p>		
助成等の要件	<p>【対象の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1－ウの事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。 ② 農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)実施要領に定める事業実施主体の要件を満たしていること。 ・ 2の事業 <p>県内に本拠を有する協議会等の活動組織(以下、「組織」という。)であって、以下に掲げる要件を全て満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティビジネスなど地域資源を活用し、雇用創出に向けたビジネス化に取り組む意欲のある組織であること。 ② 代表者の定めがあり、組織や運営に関する規約が定められていること。 ③ 事業の目的達成に向けて持続可能な実施体制を有していること。 		
助成対象	集落・自治会・町内会、協議会・実行委員会など(申請は市町村を経由し、県はとりまとめ国へ申請)		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	農政部農村振興課むらづくり推進係
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1のイ及び3の事業 過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域 ・ その他の事業 地域制限なし 	連絡先	099-286-3108
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	村づくり交付金(H16~)		
事業内容	<p>農村及び地域の課題に対応するため、農業生産基盤の整備と併せて、農山漁村の生活環境を総合的に整備し、個性的で魅力ある村づくりを推進する。</p> <p>1 農業生産基盤整備 (1)ほ場整備 (2)農業用用排水施設 (3)農道整備 (4)農用地開発 (5)農用地の改良または保全</p> <p>2 農村生活環境整備 (1)農業集落道整備 (2)営農飲雜用水施設整備 (3)農業集落排水施設整備 (4)農業施設等用地整備 (5)集落防災安全施設整備 (6)自然環境・生態系保全施設整備 (7)地域資源利活用施設整備 (8)施設補強整備 (9)地域農業活動拠点施設整備 (10)集落農園整備 (11)情報基盤整備 (12)施設環境整備 (13)歴史的土地改良施設保全 (14)集落土地基盤整備</p> <p>3 市町村創造型整備</p>		
助成等の要件	<p>(1) 農振地域 (2) 農業生産基盤の整備及び農村生活環境の整備を総合的に行うこと。 (3) 総事業費2億円以上。</p>		
助成対象	市町村、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など		
その他補足	農振地域		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	基盤整備促進事業(H24~)		
事業内容	<p>1 農業基盤整備促進事業(ハードのみ) 地域の実情に応じた迅速な農地・農業水利施設等の整備を実施し、生産効率の向上を図り、もって農業競争力の強化を図る。</p> <p>2 農地耕作条件改善事業(ハード・ソフト) 区画拡大や暗渠排水等を農業者の自力施工も活用し、迅速に整備するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速を支援し、もって農業競争力の強化を図る。</p>		
助成等の要件	<p>1 農業基盤整備促進事業 (1) 農業基盤整備促進計画の作成 (2) 総事業費 200万円以上 (3) 受益者数 2戸以上 (4) 受益面積 5ha以上</p> <p>2 農地耕作条件改善事業 (1) 農地中間管理機構との連携概要を策定 (2) 地域内農地集積計画または高収益作物転換計画を策定 (3) 農地耕作条件改善計画の策定 (4) 総事業費 200万円以上 (5) 受益者数 2戸以上</p>		
助成対象	市町村、地域産業団体(農協、商工会議所等)、その他個人、団体など		
その他補足	土地改良区 多面的支払交付金協議会(農地耕作条件改善)		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域総合整備事業(県営)(H2~)		
事業内容	<p>農村地域の中でも自然的、社会的、経済的に不利な条件を有している中山間地域では、地理的条件の制約、基盤整備、道路、環境整備などの社会资本整備の遅れ、就業の場の不足、市町村の財政力の脆弱さ等により平地農村、都市との経済的格差が拡大し、若年層の流出にともなう過疎化、高齢化が進行することにより地域社会の活力と魅力が減退しているため、中山間地域の農業・農村の活性化を促進する。</p> <p>1 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きよ排水 (8) 農用地の改良または保全 (9) 土地基盤の再編等 (10) 埋蔵文化財調査</p> <p>2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲食用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合</p> <p>3 特認</p>		
助成等の要件	<p>農業生産基盤整備及び農村振興環境整備のうち2工種以上かつ農業生産基盤整備の(1)~(8)のうち1工種以上を実施することが必須。</p> <p>1 農業生産基盤整備実施地域 林野率50%以上かつ主傾斜が1／100以上の農地面積割合が50%以上。奄美における林野率についてはサンゴ礁露出面積を含めて算定する。</p> <p>2 受益面積 農業生産基盤60ha以上。ただし、林野率75%以上かつ主傾斜が1／20以上の農地面積割合が50%以上の地域にあっては20ha以上。災害復旧残土を活用するものにあっては10ha以上。</p>		
助成対象	都道府県		
その他補足	農振地域		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	中山間地域総合整備事業(団体営)(H2~)		
事業内容	<p>農村地域の中でも自然的、社会的、経済的に不利な条件を有している中山間地域では、地理的条件の制約、基盤整備、道路、環境整備などの社会資本整備の遅れ、就業の場の不足、市町村の財政力の脆弱さ等により平地農村、都市との経済的格差が拡大し、若年層の流出にともなう過疎化、高齢化が進行することにより地域社会の活力と魅力が減退しているため、中山間地域の農業・農村の活性化を促進する。</p> <p>1 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きよ排水 (8) 農用地の改良または保全 (9) 土地基盤の再編等 (10) 埋蔵文化財調査</p> <p>2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雜用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 集落環境管理施設整備 (8) 交流施設基盤整備 (9) 情報基盤整備 (10) 市民農園等整備 (11) 生態系保全施設等整備 (12) 交換分合</p> <p>3 特認</p>		
助成等の要件	<p>農業生産基盤整備及び農村振興環境整備のうち2工種以上かつ農業生産基盤整備の(1)~(8)のうち1工種以上を実施することが必須。</p> <p>1 農業生産基盤整備実施地域 林野率50%以上かつ主傾斜が1／100以上の農地面積割合が50%以上。奄美における林野率についてはサンゴ礁露出面積を含めて算定する。</p> <p>2 受益面積 農業生産基盤20ha以上。 ただし、林野率75%以上かつ主傾斜が1／20以上の農地面積割合が50%以上の地域にあっては10ha以上。災害復旧残土を活用するものにあっては10ha以上。</p>		
助成対象	市町村		
その他補足	農振地域		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	過疎地域、特定農山村地域、振興山村地域、離島地域(奄美含む)、半島地域、その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	農村振興総合整備事業(H13~)		
事業内容	<p>農村の総合的な振興を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。</p> <p>1 農業生産基盤整備 (1) ほ場整備 (2) 農業用用排水施設 (3) 農道整備 (4) 農用地開発 (5) 農用地の改良または保全</p> <p>2 農村生活環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雜用用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 (5) 集落防災安全施設整備 (6) 自然環境・生態系保全施設整備 (7) 地域資源利活用施設整備 (8) 施設補強整備 (9) 地域農業活動拠点施設整備 (10) 集落農園整備 (11) 情報基盤整備 (12) 施設環境整備 (13) 歴史的土地改良施設保全 (14) 集落土地基盤整備</p>		
助成等の要件	<p>(1) 農業振興地域 (2) 基本計画等が作成されている地域 (3) 広域的な規模を有し、一体性があること (4) 総事業費10億円以上 (5) 工種別の要件 ① 農業用用水排水路60ha以上 ② 農道50ha以上 ③ 農地保全20ha以上 ④ 区画整理60ha以上 ⑤ 他2工種以上と合わせ行う事業10ha以上</p>		
助成対象	都道府県、その他個人、団体など		
その他補足	農振地域		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課農村整備係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域用水環境整備事業(H3~)		
事業内容	<p>農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に地域用水の有する多面的機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るとともに地域一体となつた農業水利施設の維持・保全体制の構築に資する。</p> <p>(1) 親水・景観保全施設 (2) 生態系保全施設 (3) 地域防災施設 (4) 渇水対策施設 (5) 利用保全施設 (6) 地域用水機能増進施設 (7) 小水力発電のための施設整備</p>		
助成等の要件	※各整備型により採択基準が異なりますので、担当課にお問い合わせください		
助成対象	都道府県、市町村、その他個人、団体など		
その他補足	土地改良区		
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課国営・水利係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3256
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html

事業名	畠地帯総合整備事業(H9~)		
事業内容	<p>畠作農業経営の体質強化のため、農業用用排水施設及び区画整理等の基盤整備を行うとともに、経営安定等のための環境整備を一体的に行い、農家の経営の安定に資する畠地帯整備を総合的に実施する。</p> <p>1 農業生産基盤整備 (1) 農業用用排水施設整備 (2) 農道 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農用地造成 (6) 農地保全 等</p> <p>2 営農環境整備 (1) 農業集落道整備 (2) 農業集落排水施設整備 (3) 農業集落防災安全施設整備 (4) 環境整備 (5) 生態系空間整備 (6) 農作業準備休憩施設 等</p> <p>3 農業経営高度化支援事業</p>		
助成等の要件	<p>1 受益面積 (1) 担い手育成型 ・内地20ha以上 ・離島10ha以上 ・奄美10ha以上 (2) 担い手支援型 ・内地・離島30ha以上 ・奄美20ha以上</p> <p>※各整備型により採択基準が異なりますので、担当課にお問い合わせください。</p>		
助成対象	都道府県、その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	農林水産省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	農政部農地整備課国営・水利係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3256
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/nouti/index.html

事業名	みんなの水辺サポート推進事業(H18~)		
事業内容	<p>地域の自治会、ボランティア、NPO等が行う県管理河川又は海岸の清掃・美化などボランティア活動等について、市町村と連携しながら支援することによって、ボランティア活動等の普及啓発を図るとともに、河川又は海岸を核とした地域環境の保全向上や共生・協働による活力ある地域社会づくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体の認定(認定書を発行する) ・団体名等を示したサインボード設置 ・美化活動経費(草刈・伐採に要する機器の燃料代、ゴミ袋、軍手、草刈機、水分補給用経費(飲料品代)、重機・運搬車両・草刈機のリース料、収集した草木等の処分手数料等)の補助 ・傷害保険の助成 ・県ホームページ上での活動団体の紹介等 ・知事表彰 ※ 知事表彰については、認定団体のみでなく、県内で河川愛護活動をしている団体も対象としている。 		
助成等の要件	県管理河川又は海岸の一定区間(100m以上)において、年1回以上、定期的な草刈やゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト事業	県の担当部署	土木部河川課管理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3590
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、表彰制度、その他	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/kasennkaiigannaigo/mizubesapo-to.html

事業名	里山砂防事業(H21~)		
事業内容	<p>地方の過疎化・高齢化が進み集落周辺の斜面・渓流の荒廃が進んでいることや、近年の局地的な集中豪雨による土砂災害や流木災害が多発していることに鑑みて、被害を軽減する取組を里山において面的に行なう。</p> <p>山林管理が十分行なわれていない中山間地等の集落周辺の地域において、里山の山林を管理する環境を改善し、過疎化した地域の総合的な再生を図る。</p> <p>管理用道路・通路の建設は、間伐材を活用するとともに、山林所有者との協定による管理用道路・通路の有効活用により、適正な山林管理を推進する。</p>		
助成等の要件	砂防法2条の規定による砂防指定地内において、都道府県が施行する砂防工事で全体事業費が1億円以上のもの(砂防の交付金事業を実施している箇所、または予定している箇所の中から採択)		
助成対象	その他個人、団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部砂防課砂防係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3618
助成等の形態	その他	関連HP	

事業名	ふるさと砂防サポート推進事業(H22~)		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県管理の砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の清掃・美化などのボランティア活動を行っている地域住民や『里山砂防事業』により、協定を結び砂防指定地内の支障木の除去や管理用道路・通路の日常的な維持管理を行っている地域住民を市町村と連携しながら支援する。 ・砂防を核とした地域環境の保全向上や共生・協働による活力ある地域づくりに資することを目的に、県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域において、定期的に(年1回以上)草刈り等のボランティア活動を行う団体及び個人及び里山砂防事業により協定を締結している団体及び個人を「ふるさと砂防サポーター」として認定し支援する。 		
助成等の要件	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名等を示したサインボードの設置 ・草刈り等のボランティア活動に要する経費の助成 ・水分補給用経費(飲料品代) ・安全対策セーフティーコーン、のぼり旗、立て看板、作業用安全ベストの購入費 ・伐採に要する重機・運搬車両・草刈機のリース料、収集した草木等の処分手数料、伐採に要する重機・運搬車両の燃料代 ・里山砂防事業により協定を結んだ団体等の施設の保守に必要な材料費の助成(助成対象:木材) ・傷害保険料の助成 		
助成対象	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県管理の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに里山砂防事業により締結している維持管理協定書に規定されている範囲において、年1回以上の定期的な除草、伐採又はゴミ拾い等の美化活動等を行う団体又は個人(ふるさと砂防サポーター) ・ふるさと砂防サポーターのうち、里山砂防事業により締結している維持管理協定に基づき、施設の保守を行う団体又は個人 		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部砂防課管理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3616
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.pref.kagoshima.jp/ah08/infra/kasen-sabo/sabo/furusatosabo.html

事業名	都市防災総合推進事業(H14~)		
事業内容	<p>市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興等を図るため、都心の防災構造化や住民に対する意識向上、並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する。</p> <p>(1)災害危険度判定調査 ・事業主体：地方公共団体、防災街区整備推進機構　・国費率：1／3</p> <p>(2)盛土による災害防止のための調査 ・事業主体：地方公共団体　・国費率：1／3</p> <p>(3)住民等のまちづくり活動支援 ・事業主体：地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体　・国費率：1／3</p> <p>(4)住民等のまちづくり活動支援 ・事業主体：地方公共団体　・国費率：1／3</p> <p>(5)地区公共施設等整備 ・事業主体：地方公共団体、防災街区整備推進機構等　・国費率1／2(用地費は1／3等)</p> <p>(6)都市防災不燃化促進 ・事業主体：地方公共団体　・国費率：調査1／3、工事：1／2</p> <p>(7)木造老朽建築物除却事業 ・事業主体：民間事業者　・国費率：1／3</p> <p>(8)被災地における復興まちづくり総合支援事業 ※激甚災害による被災地 ・事業主体：地方公共団体　・国費率：1／2又は1／3</p>		
助成等の要件	<p>対象地域 災害の危険性が高い区域を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在地、激甚災害による被災地</p>		
助成対象	地方公共団体、民間事業者、地域のまちづくり団体など		
その他補足	その他個人、団体などで申請できるもの：防災街区整備推進機構、都市再生機構		
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局都市安全課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課計画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、その他	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou/000008.html

事業名	交通結節点改善事業(H12~)		
事業内容	<p>駅前広場容量不足の解消、駅周辺の放置自転車問題、自由通路整備による市街地分団の解消やバリアフリー化への対応のため、駅前広場、自転車駐車場、駅自由通路、パークアンドライド駐車場などの交通結節点を整備し、道路と鉄道等他の交通施設との結節性の向上を図る。</p> <p>【対象事業】</p> <p>駅周辺交通環境改善計画等の策定されている地域内であって、円滑な乗り継ぎや乗り換えを効率的に確保するために改善すべきと位置付けられている交通結節点を含む地区的整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広場関係：駅前広場・バス交通広場・交通結節点に直結し、円滑な乗り換えや積み替えを確保するために必要となる幹線道路 ・ 歩行者、自転車関係：歩行者広場、自転車広場、駅自由通路などの歩行者空間・自転車空間 ・ 駐車場：パークアンドライドのための公共駐車場・自転車駐車場 ・ その他：道路情報・交通連携情報施設 		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね乗降客5,000人／日以上の鉄道施設又は軌道施設・バスターミナル ・概ね運行便数100便／日以上のバス停留所・運輸施設等の交通結節点を含む地区 		
助成対象	都道府県、市町村、民間事業、その他個人、団体など(道路管理者)		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市・地域交通戦略推進事業(H19~)		
事業内容	<p>都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編による都市再生を推進するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共空間や公共交通からなる都市の交通システムの整備に対して支援を行う。</p> <p>1 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 整備計画の作成に関する事業 ② 公共的空間等の整備に関する事業(公共的空間、駐車場、自転車駐車場、公共交通関連施設等の整備) ③ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業 <p>2 補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費の1／3(嵩上げ要件あり) ○ 社会資本整備総合交付金により補助 		
助成等の要件	<p>1 地区要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかに該当する地区 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画を策定している区域 ・ 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化計画に定める区域 ・ バリアフリー法に規定する基本構想に定める区域 ・ 歴史まちづくり法に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域に定める区域 ② 総合的な交通戦略を策定している区域 <p>2 補助嵩上げ要件(事業費の1／2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立地適正化計画関連 ② 自転車関連経費 		
助成対象	地方公共団体、第3セクター、NPO、まちづくり協議会など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)(H16~)		
事業内容	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>1 事業内容 ■主な基幹事業 ・道路、公園、河川、下水道 ・地域生活基盤施設(緑地、広場、駐車場、情報板等) ・高質空間形成施設(道路の高質化、歩行者支援施設等) ・高次都市施設(地域交流C、観光交流C、子育て世代活動支援C等) ■提案事業 ・まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業、事業活用調査</p> <p>2 補助率 ・事業費の概ね4割(嵩上げ要件あり) ・社会资本整備総合交付金により補助</p> <p>3 事業期間 ・3~5年間(2期計画等により継続可能)</p>		
助成等の要件	<p>都市再生特別措置法第46条第1項に基づいた「都市再生整備計画」に位置づけられた事業を支援するもの</p> <p>1 地区要件 ・用途地域内、鉄道駅から半径1km範囲内、地域生活拠点(都市計画区域外)など</p> <p>2 補助嵩上げ要件 ・歴史的風致維持向上関連等、国の重要施策に適合するもの</p>		
助成対象	市町村又は協議会		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

事業名	都市構造再編集中支援事業(R2~)		
事業内容	<p>「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的としている。</p> <p>1 事業内容 ■主な基幹事業 ・道路、公園、河川、下水道 ・地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等) ・高質空間形成施設(歩行支援施設等) ・高次都市施設 ・都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設) ・土地区画整理事業 等 ■提案事業 ・事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業</p> <p>2 補助率 ・1／2(都市機能誘導区域内、地域生活拠点内)、45%(都市機能誘導区域外)</p> <p>3 事業期間 ・3~5年間</p>		
助成等の要件	<p>都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの</p> <p>【施行地区】 ・ 都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」、「居住誘導区域内」及び「地域生活拠点」に位置づけられた地区</p>		
助成対象	市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係、区画整理係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html

事業名	まちなかウォーカブル推進事業(R2~)		
事業内容	<p>車中心から人を中心の空間に転換するまちなかの歩いて移動できる範囲の区域における、道路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援することを目的とする。</p> <p>1 事業内容 ■主な基幹事業 ・道路、公園 ・既存建造物活用事業 その他 ・既存ストックの修復・改変メニューに限定 ■提案事業 ・まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業、事業活用調査</p> <p>2 補助率 ・1／2</p> <p>3 事業期間 ・3~5年間(2期計画等により継続可能)</p>		
助成等の要件	<p>都市再生特別措置法第46条第1項に基づいた「都市再生整備計画」に位置づけられた事業を支援するもの</p> <p>【施行地区】 ・ 都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、まちなかウォーカブル地区</p>		
助成対象	【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課街路係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000092.html

事業名	公共団体等区画整理補助事業(S33~)		
事業内容	<p>道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的・総合的に進めることにより、健全な市街地の形成を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に要する経費を国が補助する事業 ・補助限度額は、12m以上(既成市街地については8m以上)の都市計画道路の用地買収事業費 ・補助率:1/2 		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・面積5ha以上(既成市街地内については2ha以上) ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区 ・補助基本額が3億円以上の地区 		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課区画整理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte Tk_000032.html

事業名	暮らし・にぎわい再生事業(H18~)		
事業内容	<p>中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能の導入を図る。</p> <p>1 コア事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)都市機能まちなか立地支援：中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。 (2)空きビル再生支援：中心市街地の既存建築物の全部又は一部を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。 (3)賑わい空間施設整備：多目的広場等の公開空地を整備することにより、中心市街地に不足している賑わい空間の創出を推進する。 <p>2 附帯事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)計画コーディネート支援：コア事業の円滑な立ち上がり・事業実施を支援するため、まちづくり組織による住民の意見調整等の活動や、土地利用や建築物整備等の計画立案・調整等に対して支援を行う。 (2)関連空間整備：コア事業による都市機能導入と一体となって、周辺敷地内における快適なにぎわい空間の形成を図るため、公開空地の整備、駐車場の整備に対して支援を行う。 		
助成等の要件	<p>以下に掲げる要件に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内 ・認定基本計画に位置付けられた都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること ・公益施設を含むものであること ・地階を除く階数が原則として3階以上であること ・耐火建築物又は準耐火建築物であること ・敷地面積等が1,000m²以上であること 		
助成対象	都道府県、市町村、その他個人、団体など		
その他補足	中心市街地活性化基本計画認定地区		
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局、住宅局
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課監察指導係、都市計画課区画整理係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3710, 3686
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urban_mainte Tk_000063.html

事業名	集約都市形成支援事業(H25~)		
事業内容	<p>人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分費用や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>		
助成等の要件	<p>(1)計画策定支援 ①立地適正化計画 ②PRE 活用計画 ③広域的な立地適正化の方針 ④低炭素まちづくり計画</p> <p>(2)コーディネート支援 専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援 ・計画策定に向けた合意形成 ・コア施設または誘導施設の移転に係る関係者の合意形成 等 ・地域住民等の集約地域または居住誘導区域への移転に関する理解促進や合意形成 ・計画に位置づけられた都市機能・居住機能の誘導にかかる施策の推進に向けた合意形成</p> <p>(3)誘導施設等の移転促進の支援 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 ・医療施設、社会福祉施設等(延床面積1,000m²以上) ・商業施設(上記と一体的に立地するもの)</p> <p>(4)建築物跡地等の適正管理等支援 立地適正化計画に跡地等管理等区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理等を支援 ・跡地等の適正管理等に係る方策を検討するための調査 ・跡地等管理等協定を締結した建築物跡地等の管理のための専門家派遣及び管理上必要な敷地整備</p> <p>(5)居住機能の移転促進に向けた調査の支援 立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査等を支援</p>		
助成対象	地方公共団体、民間事業者 等		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省都市局都市計画課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	鹿児島県土木部都市計画課計画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html

事業名	住宅地区改良事業(S37~)		
事業内容	<p>不良住宅が密集する地区的環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する。</p> <p>不良住宅の撤去、公共施設及び地区施設、改良住宅の整備等。</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地区面積:0.15ヘクタール以上 ・地区内の不良住宅戸数:50戸以上 ・地区内の住宅戸数に対する不良住宅の戸数割合:8割以上 ・地区内の住宅戸数密度:80戸/ha 		
助成対象	市町村		
その他補足	一定の要件を満たす不良住宅が密集する地区		
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/01chikukairyo.html

事業名	小規模住宅地区改良事業(H9~)		
事業内容	不良住宅が密集する地区的環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する。 不良住宅の撤去、公共施設及び地区施設、小規模改良住宅の整備等。		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の不良住宅戸数: 15戸以上 地区内の住宅戸数に対する不良住宅の戸数割合: 5割以上 		
助成対象	市町村		
その他補足	一定の要件を満たす不良住宅が密集する地区		
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	社会資本整備総合交付金(旧地域住宅交付金(H22~))		
事業内容	<p>地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹事業 公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、既設公営住宅の改善、住宅地区改良事業等、密集住宅市街地の整備等。 提案事業 地方公共団体の提案に基づく地域の住宅施策の実施に必要な事業。ただし、他の事業で補助を行っているものを除く。また、施設整備については、基幹事業として行われるものに限る。 効果促進事業 計画の目標実現のため基幹事業と一体になって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業等 		
助成等の要件	地方公共団体が作成した社会資本整備計画(地域住宅計画に基づく事業等)に基づき実施される事業の費用に充当するために交付する交付金。		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住宅総合整備課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	小規模住宅地区改良事業(空き家再生等推進事業)(H9~)		
事業内容	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区において、不良住宅又は空き家住宅等の除却及び活用を行うことにより、住環境の整備改善や、地域の活性化を図ることを目的とする。		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の跡地の利用方法については、良好な環境の形成に資する利用がなされること。 空き家住宅等の跡地の利用方法については、地域活性化に資する利用がなされること。 活用しようとするときは、地域の活性化に資する施設の用途に供するため、空き家住宅等の取得等を行うものであること。 		
助成対象	市町村		
その他補足	空家等対策計画の策定が要件		
集落対策関連	○	所管団体	国土交通省住宅局住環境整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3740
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house Tk3_000011.html

事業名	住宅市街地総合整備事業(地域居住機能再生推進事業)(H25~)		
事業内容	人口減少や高齢化が急速に進展する地域において、大規模な公的賃貸住宅の連鎖的な建替えを行いつつ、団地余剰地への子育て施設や福祉施設等を導入することにより、地域全体の居住機能の再生を図ることを目的とする。		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3項(重点整備地区面積1ヘクタール以上、重点供給地域面積0.5ヘクタール以上であること。住宅市街地総合整備事業等のいずれかの事業実施が見込まれる区域を含むこと。地域居住機能再生計画を策定すること。)に規定する重点整備地区を一つ以上含む地区にあって、重点整備地区の整備に関連して、良好な住宅市街地の整備が見込まれる地区であること。 ・ 整備地区的面積が概ね5ヘクタール以上であること。ただし、重点供給地域にあっては概ね2ヘクタール以上であること。 ・ 入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含むこと。 ・ 公的賃貸住宅の管理戸数の合計が概ね1,000戸以上であること。(複数の生活支援施設等(ただし、1施設以上は子育て支援施設とする。)を併設する場合は300戸以上に緩和) 		
助成対象	都道府県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省住宅局市街地住宅整備室
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	土木部建築課住宅政策室住宅企画係
対象地域	その他地域	連絡先	099-286-3738
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業		
事業内容	PLATEAU(プラトー)は2020年度にスタートした国土交通省の新しいプロジェクトであり、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタル・トランスフォーメーションを進め、人間中心の社会を実現することを狙いとしている。 PLATEAUの一環として、地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するため、令和4年度に「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業」が創設された。		
助成等の要件	<input type="radio"/> 補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3D都市モデルの整備に関する事業 ・ 3D都市モデルの活用に関する事業 ・ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進 		
助成対象	都道府県、市区町村等の地方公共団体		
その他補足			
集落対策関連	<input checked="" type="radio"/>	所管団体	国土交通省都市局都市政策課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	鹿児島県土木部都市計画課計画係
対象地域	その他の地域	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html

事業名	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成事業)(S55~)		
事業内容	<p>一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、要綱に定めるコミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティ活動の充実・強化な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行う。</p> <p>ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に関する事業</p> <p>イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備に関する事業</p> <p>ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業</p> <p>エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業</p> <p>オ 女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業</p> <p>カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業</p>		
助成等の要件	<p>1 助成対象団体 助成の対象となる団体は、市町村(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。</p> <p>2 助成事業の要件 ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ウ 女性防火クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 エ 幼年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合</p> <p>3 助成金 ア 30万円から200万円まで イ 50万円から100万円まで ウ 100万円まで ただし、防火防災訓練用資器材の整備については60万円まで エ 40万円まで オ 100万円まで カ 100万円まで</p> <p>4 助成対象経費 ア 自主防災組織又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な設備等の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。 イ 消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は除く。 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に要する経費。 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に要する経費。 オ 女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に要する経費。 カ 将來の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に要する経費</p>		
助成対象	市町村、集落・自治会・町会など、その他個人、団体など		
その他補足	申請に際しては各市町村が窓口となる。		
集落対策関連	○	所管団体	一般財団法人自治総合センター
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	危機管理防災局 災害対策課災害対策係(ア) 消防保安課消防係(イ～カ)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2276(災害対策係) 099-286-2259(消防係)
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	学校施設環境改善交付金事業(H23~)		
事業内容	<p>公立の義務教育諸学校等施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては、災害発生時の応急的な避難場所でもあることから、その経費の一部を国が負担することによって施設整備を促進し、教育活動の円滑な実施を確保する。</p> <p>国の定めた補助単価に、補助対象面積を乗じた補助対象額に交付率を乗じた額を、施設整備計画により市町村単位で一括して交付する(交付率の優遇措置あり)。</p>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公立小中学校の校舎や屋内運動場の改築、補強、大規模改造工事 ・へき地教員住宅の新增築 ・公立幼稚園の新增改築、補強工事等 ・学校給食施設等の新增改築 ・太陽光発電の整備など 		
助成対象	都道府県、市町村		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	文部科学省
買物弱者支援関連			
対象事業	ハード対策	県の担当部署	教育庁学校施設課市町村立学校施設係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-5236
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	